

海外におけるデフォルトオン・デフォルトオフについて

国名	概要
ドイツ	<p>法令によるデフォルトオン・デフォルトオフの明示なし。 不正競争防止法第7条第2項第3号で、「事前の明確な同意が必要」とされているが、州高等裁判所の判例によれば、デフォルトオンは有効な同意とは見なされていない。 デフォルトオンは、明示的な同意の宣言という意味では、「外部において認識できる意思の確定」ではないためである。</p> <p>【イエナ州高等裁判所判例(2010.4.21)】 顧客等が商業電子メールの受取を希望しない場合に、インターネットのフォーム上であらかじめ同意のチェックボックスにチェックがされており、本人がチェックを外さなければならない場合には、不正競争防止法第7条第2項第3号の規定を満たしていない。</p> <p>【不正競争防止法】 第7条 市場参加者に受忍を要求できない迷惑を及ぼす者は、第3条に規定する不正行為をなす。 2 受忍を要求できない迷惑行為は、特に以下の場合に認められる。 (1)～(2) 略 (3) <u>受信者の事前の明確な同意なく</u>、自動電話システム、ファクシミリ又は電子メールを用いて広告を行う場合</p>
オーストラリア	<p>法令によるデフォルトオン・デフォルトオフ明示なし。 ただし、ACMA(豪州メディア庁)のHP上で、「デフォルトオンは同意を取得する方法としては受け入れられない。チェックボックスを受信者にチェックさせるか、別の明確な方法(例えば、ウェブフォームの同意欄でメールアドレスを入力させる)により、能動的に広告宣伝メールを受信するという同意を得なければならない。」とされている。</p>
米国、カナダ、中国	<p>法令によるデフォルトオン・デフォルトオフの明示なし</p>